

〔事案 24-106〕 転換契約無効請求

・平成 25 年 4 月 24 日 裁定終了

<事案の概要>

契約者変更の手続きをしたところ、同時に契約転換もされていたとして、転換契約の無効および転換前契約の復旧を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 23 年 9 月、夫名義の医療終身保険を、申立人（妻）名義となるよう契約者変更の手続きをしたところ、同時に終身保険に契約転換されていることが分かった。よって、転換は行っていないので、転換契約を無効にし、転換前契約に復旧してほしい。

<保険会社の主張>

申立人が受領している資料の内容や作成時期等から、名義変更と契約転換の手続きは別の日に行われていること、募集人が転換後契約の保険料や保障内容を申立人に説明していることは明らかであり、募集人が契約転換について何らの説明もせず、申立人に手続きをさせたという主張は認められない。よって、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の請求を「契約者名義の変更だけを行う意思であったのに、転換されてしまった」という要素の錯誤（民法 95 条本文）による転換契約の無効を主張するものと解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、下記のとおり、申立人が錯誤に陥っていたと認めることはできず、錯誤が存在したとしても重大な過失があったと言わざるを得ず、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

- (1) 「意向確認書」には、「お申込みをいただくにあたり、ご契約者様に特にご確認をいただきたい事項」の一つとして、「契約転換制度を利用してのお申込みのため現在ご加入のご契約は消滅し、転換前後で保障内容・解約払戻金額・契約貸付可能額等がまったく新しく変更されること等についてご理解いただいている」と記載されており、申立人が「はい」に丸印を付し、確認した趣旨の申立人の自署が存在する。
- (2) 申立人から提出された書面（保障の仕組み）は提案書の一部であるから、提案書は申立人に交付されていると推認され、申立人も事情聴取において、提案書にもとづいて募集人から説明を受けたことを認めている。また、同提案書には表紙を含めて各所に契約転換制度の説明がなされ、転換前契約と転換後契約が分かりやすく対比されている。
- (3) 転換契約については「告知書」が作成されているが、単なる契約者名義の変更手続において「告知書」の作成が必要とされることはあり得ない。
- (4) 申立人は、申立書において「（平成 23 年）9 月中旬過ぎに（募集人に対して）まだクーリングオフに間に合うと思って連絡しました」と記述しているが、事情聴取において、申立人は転換されていたことに気付いた時期は「次の年（平成 24 年）の 5 月の連休前でした。」と供述しているが、クーリングオフを申込み以上、申立人は転換契約を申込んだことを認識していたと言わざるを得ない。